

第33回世田谷区農業委員会総会

日：令和5年4月28日（金）

場所：三軒茶屋分庁舎3階会議室

第33回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和5年4月28日（金）午後3時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎3階会議室

出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、植松智、石井勝、石井朝康、三田浩司、加々美栄一、野島秀雄、宮川喜久、橋本正志、大塚信美、鈴木利彰、細井誠一、岩本敏行、海老澤健、本澤絢子、いたいひとし、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：苅部嘉也

出席の職員：事務長 黒岩さや香、事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 関智秋、主事 藤田遼二、主事 下田亮太、会計年度任用職員 吉田淑子

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について 【該当なし】
 - ・農地法第5条について 【該当なし】
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出について
5. 協議事項
 - (1) 農業委員辞職の承認について
 - (2) 令和5年6月の総会日程(案)について
 - (3) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
6. 報告事項
 - (1) ふれあい農園「梅のもぎとり」「3種野菜の収穫」の開催について
 - (2) 令和5年度農業委員会活動計画について
7. その他
8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではありますけれども、皆様おそろいということで、ただいまより第33回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

今年度初めての総会の開催であるため、事務局の説明につきましては、私、黒岩から行わせていただきます。

議事に入る前に、少しお時間を頂戴いたしまして、既に3月の総会においても紹介させていただきましたが、区の人事異動により新しく担当させていただく職員がいることもありまして、改めて令和5年度における農業委員会の事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

以上でございます。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、本題に戻らせていただきまして、まず、配付資料の確認をさせていただきます。

(配布資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 (会長 挨拶)

それでは、議事に入る前に、本日は苅部嘉也委員が欠席となっておりますが、過半数の出席でございますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の署名委員ですが、いたいひとし委員、真鍋よしゆき委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次第4の議案の審議に入りたいと思います。

(1)の第1号議案農地法に基づく許可申請についてを上程いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 では、事務局から説明させていただきます。

農地法第3条は、農地の所有権等を取得する場合の農業委員会の許可を受けるための申請手続となります。農業委員会の皆様にご審議いただき、許可を得る必要があることが第3条第1項の条文に定められてございます。

それでは、案件を読み上げます。受付番号5-3-1。

(事務局より、申請内容等について説明)

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 (委員より、調査内容について報告)
報告については以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

○宮川委員 11ページの公図で、〇〇がお持ちの土地というのはどこなんですか。〇〇というのが一部戻されたということなんですかけれども、この公図で分からないんです。

○事務局 〇〇が今回の該当地になっておりまして、〇〇が譲受けの方の〇〇様が持っている農地になります。〇〇につきまして、現在、道路の脇の状態になっているんですけれども、こちらの方をもともと〇〇が取得していて、ただ、その〇〇を少し多くもらい過ぎたため、〇〇が今回生じてしまったという流れになっております。

○宮川委員 そうすると、道路のところを〇〇で厳密にやったら、〇〇の部分がちょっと多かった、そういうことですか。

○事務局 さようでございます。

○宮川委員 ということは、〇〇とか〇〇というのは農地ということですか。

○事務局 〇〇と〇〇が農地でございます。

○宮川委員 〇〇が〇〇さんの農地ということですか。

○事務局 〇〇と左隣の〇〇ですね。

○宮川委員 分かりました。ありがとうございます。

○宍戸会長 ほかにご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかに意見がないようですので、採決させていただきます。

許可することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、許可することいたします。

以上で、第1号議案農地法に基づく許可申請についての審議は終わります。

それでは、続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが2件、引き続き農業経営を行っている

旨の証明願についてが2件、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出についてが1件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてから審議いたします。事務局、説明をよろしく願いいたします。

○事務局 相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものです。

それでは、お手元の資料No.2-1をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.2-2をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました石井勝委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○石井（勝）委員 （委員より、調査内容について報告）

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

1件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 3-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容について説明）

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 （委員より、調査内容について報告）

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No. 3-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました志村秀典委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○志村委員 報告いたします。

(委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 生産緑地の貸借につきましては、市民農園の開設と、市民農園という形ではなくて借受人が自ら耕作の事業の用に供するという形、相対での契約という形があります。今回は相対での計画の審査依頼となります。こちらは、貸借円滑化法を利用して生産緑地を借りて体験農園を設置することについての申請となります。

それでは、お手元の資料No. 4をご覧ください。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出について。

(事務局より、申請内容等について説明)

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました三田浩司委員、調査結果の報告をお願いいた

します。

○三田委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画に賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、事業計画を決定することといたします。

以上で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出についての審議は終わります。

これをもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

菅沼つとむ委員より、一身上の都合との理由で辞職願が提出されております。農業委員会等に関する法律第13条により、農業委員の辞職に当たっては農業委員会の同意が必要となっております。つきましては、皆様にお諮りいたします。菅沼委員の辞職を承認することに異議はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 菅沼委員以外の方から異議なしと認め、菅沼委員の辞職を同意することと決定いたしました。なお、今後、区長に対しまして、菅沼委員の辞職の報告をするとともに、後任の委員の選任を依頼いたします。

それでは、ここで菅沼委員より挨拶をいただきたいと思いますので、菅沼委員、よろしくお願いいたします。

○菅沼委員 (菅沼委員 あいさつ)

○宍戸会長 ありがとうございます。

菅沼委員におかれましては、農業委員としてのご活躍に対しまして、農業委員会を代表いたしまして心より御礼申し上げます。

また、今ご意見をいただきましたが、コロナもかなり緩和されてきましたので、ぜひ皆様方と方向性を決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、(2)の令和5年6月の総会日程(案)について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.5、令和5年6月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、5月24日水曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室での開催が決定しております。

令和5年6月の開催日時につきましては、6月30日金曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室での開催を予定しております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がないようですので、それでは、総会日程(案)、5月24日水曜日午後3時、区役所第2庁舎第5委員会室でよろしいでしょうか。

○海老澤委員 1つだけ言いたいんですけども、この日、世田谷区の喜多見次大夫堀公園教育田の田んぼの田植の日なんです。JA東京中央青壮年部が田植から稲刈りまで管理を請け負ってまして、その日、朝から出なければいけなくて、お天気とか子どもたちの状況によっては3時ぐらいまでかかってしまうんですね。それで委員会も出ろというのは時間的には難しいと思うので、ここに3人、東京中央砧地区の青壮年部の人がいるんですけども、欠席させていただくような形で、もし報告事項があったら事務局代読でお願いするようなことになると思うんですけども、それでよろしいでしょうか。

○事務局 了解しました。すみません、重なってしまいました。

○海老澤委員 いつも5月20日過ぎが田植と大体決まっているんですね。それは教育委員会の方で決めるんですか。その辺、私は5月24日に田植をすると農協から4月になってから聞いたんですよ。だから、2か月前の審議のときはこれは大丈夫だなと思ったんですけども、実は重なっていたということで、事務局の方で来年以降その辺を調整していただければありがたいかなと思うんです。

○事務局 確認して、調整できる……。

○海老澤委員 今年はもうしょうがないので、バッティングしちゃったんですけども、

来年以降、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○宍戸会長 今、砧地区の方から欠席の依頼がございましたが、当日、過半数に行っていない面もありますので、もしこの日が都合が悪くなった場合には、即事務局の方に電話していただいて、過半数を確保できれば委員会としてできますので、それだけはよろしくお願ひいたします。

それでは、原案どおりの日程で進めさせていただきます。

次に、(3)生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議いたします。

事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局 それでは、生産緑地の取得のあっせん依頼について説明させていただきます。資料はNo.6でございます。

こちらは、先月の農業委員会総会にて、主たる従事者証明願について農業委員の皆様にご審議いただき、証明書を発行した案件でございます。3月29日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけたが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

買取り申出から3か月経過して所有権の移転が行われなときは、生産緑地における行為の制限が解除となります。農業従事者の方で買取り希望がある場合につきましては、都市農業課までご連絡をお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)、(2)について事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局 お手元の資料No.7をご覧ください。報告事項の1つ目は、ふれあい農園「梅のもぎとり」、「3種野菜の収穫」の開催についてです。内容につきましては、お配りしました資料のとおりでございます。周知方法につきましては、5月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等にてご案内させていただきます。

続いて、資料はございませんが、2件目の令和5年度世田谷区農業委員会活動計画についてです。

農業委員会活動計画につきましては、今回の総会で最終版の報告をしておりました。しかし、農業委員会法の改正に伴いまして、農業委員会活動指針を法定で策定する必要が出てまいりまして、先月の総会で協議をさせていただいております。

前回の繰り返しになりますが、世田谷区の活動指針については、活動計画を内包するものとなっております、今年度については活動計画としては作成しないということになってございます。代わりに、活動指針を前回総会にて報告させていただいております。今後、営農だよりにて活動指針を周知させていただくこととなります。

事務局からの報告は以上でございます。

○宍戸会長 この件につきましてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

続きまして、次第7のその他についてですが、まず、私から皆様にご意見を上げさせていただきたいと思っております。

農業委員会では、新型コロナウイルス感染防止の一環として、今つけておりますが、アクリル板のつい立てを設置しております。3月にはマスク着用の考え方の変更、また、5月8日より5類に移行する方針がございます。そのために、アクリル板のつい立て設置について、した方がいいのか、外した方がいいのかを皆様にご意見をいただきたいと思っておりますので、もしご意見がございましたらお話しいただければと思いますが、どうでしょうか。

○菅沼委員 これは役所で統一的にやるんじゃないの。ここだけじゃなくて、全体的にアクリル板を外そうとか、そういうものはないの。

○事務局 それぞれの判断で、もう外してもいいという形にはなっておるんですけども……。

○菅沼委員 それぞれ、委員会ごと。

○事務局 そうですね。絶対に外さなければいけないということではありませんので、今回、会長と相談しまして、一度皆様にご確認させていただこうということになりました。

○宍戸会長 ほかにご意見はございますか。

コロナの方も、5類に変更される予定でいますので、私としてはアクリル板を外してもいいかなとは思いますが、もしそれにご意見があればいただいて、なければ外させてい

ただくという方向でどうでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 では、このアクリル板を次回から外させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ほかにその他の中で何かございますでしょうか。

○事務局 当日配付資料としてお配りさせていただいております令和5年特別総会の候補日(案)についてという資料について、相談をさせていただきたいと思います。

こちらについては、可能性の話ではあるのですが、先日の選挙を受けて、もし仮に議会役職である農業委員の会派割当てに変更があった場合に、もしくはその中での役職の変更等があった場合に、議員のお二方に関して、農業委員をお願いできなくなる可能性があるということでお伺っております。

そうすると、農業委員会における手続として、5月の臨時会前までに辞任届の承認を行っておく必要があるため、その際は今回、5月に特別総会を開かせていただくということで、その候補を現在この資料のとおり、5月11日、5月12日ということで上げさせていただいております。

過半数の出席が必要になりますので、今回、皆様のご予定をお伺いして、この4つの候補日程の中のどれで行うかをこの場で決定させていただきまして、実際に総会が開催する必要があるかどうかにつきましては、このペーパーにありますように、5月10日に事務局の方に連絡が来ますので、それをもって皆様にまたファクスにてご連絡をするというような形です。

特別総会に関しては、実施時間は30分程度を予定しておりまして、案件は農業委員の、今回の菅沼委員の辞職の承認というような議案になっていく可能性なんですけど、まだ万が一というところですので、決定ではないんですが、候補日だけ確認させていただきたいということで、今回その他で上げさせていただいております。

○菅沼委員 今日、辞職が決定したんじゃないの。それなのにまた集めなくてはいけないの。

○事務局 菅沼委員に関しては、今日、辞職を承認したという形になっておるんですけども、それとはまた別に、この間の選挙の結果によって、可能性として会派の割当て等に変更が生じる可能性がある場合に、場合によってはお二人のどちらかが委員を続けていただくことが難しくなる可能性があるというふうにお伺いしておりますので、そうした場合は、

また辞職の承認というような形で総会で行わないと……。

○菅沼委員 議会の4年に1度の会派の人数によって出てくる人数が違って来るから、もう1回開かなくてはいけないということね。

○大塚委員 これは流動的な総会になるのね。やらないことはあるの。

○事務局 やらない可能性もあります。

○大塚委員 その確定が5月10日ね。

○事務局 10日です。直前になってしまって大変申し訳ないんですけども、手続上の関係で、今日の日を候補日を決めさせていただいて、やる場合もやらない場合もどちらにせよご報告するという形でやらせていただければと思っております。

○大塚委員 では、やる訳ね。

○事務局 やらない場合も連絡はいたしますが、やらない場合もございます。

○大塚委員 議員さんの方でうまくまとめて下さいよ。

○真鍋委員 今のことで、分かる人は分かるけれども、分からない人は分からないと思うんです。今度の選挙で当選人が決まって、今これから議員協議会をやって、例えば自民党の場合、今度14人ですから14人で会派を組むんですね。これまでの第2会派は公明党さんで、農業委員会の割り振りとしては自民2名、公明1名ということになっていますね。今回の場合も、そのまま選挙のときの肩書というか公認とか推薦ならば、自民党が第1党で公明党さんが第2党なので、同じ感じなんですけれども、例えば第3党のところが無所属の人とかを仲間に入れて会派を組んだら第2会派になるかもしれないし、第1会派になってしまうかもしれない。その場合はそっちが農業委員を出すよみたいなことが決まることがない訳ではない。

こればかりは誰も分からないということなので、万が一そうなった場合はこういう手続を取らざるを得ないというのが今の課長の説明なんです。でも、これまでの経験からいって、そんなことはあまり起こり得ないだろうなという気はするんですが、でも、もし起きた場合、そこから慌てふためくことになるので、今日あらかじめこれをお願いするという中身だと思います。

○大塚委員 非常に分かりやすいです。

○宍戸会長 どっちがいいかというのを今日決める訳ですね。

○事務局 そうですね。出席できるかできないか、今、手を挙げていただいたりとかできればありがたいんですが、そのような形でよろしいですか。

○宍戸会長 では、この日程、2日間に分かれています、出席できない人に挙げてもらった方がいいのかな。

○事務局 4つの日程で。

○宍戸会長 そうか。こっちに日時があるのね。では、それで一応やって、出席できない人の数を取らせていただきます。

まず、5月11日木曜日の11時からが駄目な方は。

(9人挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。

次に、5月11日の午後2時から。

(5人挙手)

○宍戸会長 次に、5月12日金曜日11時からに欠席の方。

(6人挙手)

○宍戸会長 それでは次に、5月12日金曜日2時からには出られない方。

(6人挙手)

○事務局 今のお話で行きますと、11日の午後2時からが会長も出席できて欠が5というところなので、よろしければそちらで確定させていただければと思います。

○宍戸会長 でしたら、過半数以上そろうということですね。

○事務局 そうですね。欠が5で20なので、過半数は行きますので大丈夫です。

○宍戸会長 今、4つの票を取らせていただきましたが、その中で5月11日木曜日の2時からでしたら参加者が一番多いという数になったんですが、この日でよろしいでしょうか。出られる方はよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 では、5月11日木曜日午後2時から、区役所第2庁舎第5委員会室で行いますので、よろしくお願いいたします。

もしやなくていいとなった場合には連絡します。

○事務局 5月10日に皆さんに連絡いたします。

○宍戸会長 そのほかは何かございますか。

○橋本委員 生産緑地の追加申請農地の確認作業というのを、私は自分自身のものは去年出しまして、今年は別の方の確認作業をやらせてもらいました。実際に現場に申請人のほか、役所の方と農協の方が立ち会って、実際の現場を見させてもらいました。

そのときに感じたことなんですけれども、申請の場所が、アパートの敷地の一部も生産緑地にしたいということと、もう一つは、自宅の一部も建て替えて、その跡地も農地にしたいということで、その現況は、アパートの方につきましては車があると。それから、品物を売るとなると農産物じゃない植栽があると。植木を売るとなると植木畑もないというのがありますよということだとか、それから、この面積、この場所を対象にしたいということになると、石ぐい理想なんだろうけれども、まだそれが設置されていなくて、木ぐいも何もないというところで、立会いをさせていただきました。

農協の資産管理の方も立ち会っておりますので、そういうふうなことになる、本来ならば農地なんですけれども、それを宅地化農地的なところを生産緑地にするという形が大前提のようなんですけれども、いつどういうふうにするかということの説明もなかなかご本人等からなかったりしますので、立ち会ったときに効率が悪いというか、これで本当にいいんだろうかということを感じました。

要は、事務局の方から、生産緑地の追加申請につきましては農業だより等で説明という情報があるんですけれども、私が参加させてもらったときに、生産緑地地区追加申請農地の確認事項という、皆様も見ておられると思うんですが、こういうものが私に事務局から頂きました。これに近いものを事前に農協の関連部署に情報として出したり説明しておいたり、場合によってはご本人に説明したりすることによって、申請人あるいは農協の職員の方もそれなりの指導、準備等ができると思いますので、そのようなことの情報だとか説明だとかそういうものをできるだけ密にやっていただいた方が非常に効率がよくて、意識も高くなるんじゃないかなと思います。

農協と事務局のコンタクト等も含めて、どういう方法がいいのかよく分かりませんが、そういうことをやって、申請する方、チェックする方、それから受ける方も、趣旨は趣旨で、世田谷区さんは生産緑地を増やしたいという趣旨的な要素があるようでしたら、もうちょっとその辺の説明をされた方が準備等も含めてお互いに効率がいいんじゃないかと感じましたので、この辺はもしそういうことがうまくできるのであれば、そのようなことをお願いしたいなというのが私の感じた事項です。

以上です。

○真鍋委員 賛成。

○宍戸会長 農協職員も、今のお話だと理解してなくて、そこを生産緑地に入れる協議の中にそのまま現状持ってきた訳だから、それでは通用しないこと、これは話の中で皆さ

ん分かっていることなので、そこは教育として私から、また職務代理もいますので、生産緑地に移行する場合にはこれだけのことはしなくてはいけないんだというのはやっぱり農協職員にも理解してもらい……。

○橋本委員 農協の職員に聞きましたら、細かい確認事項的なこれに類したような形のものあまり情報がないようなことを聞きましたので、したがって、それに類したものを事務局等から、出せないものもあると思うんですけれども、出せるような程度の内容は事前に、農協の資産管理というかそういう部署の担当の方が私たち、申請者を指導していただけるような、相談に乗っていただくような感じの内容というのをさせていただいたらいかなものかと。

もっとずばり言えば、農協を経由するんでしたら、もうちょっと農協をうまく使うような形の情報、あるいは説明というのをを出していただいたらいかなものかというふうに感じました。

○真鍋委員 賛成。

○宍戸会長 分かりました。では、それはまた私たちの方から農協に話しておきますので、ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかにないようですので、これをもちまして本日の農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、高橋昌規会長職務代理より閉会の挨拶をよろしくお願いいたします。

○高橋会長職務代理者 (会長職務代理者 挨拶)

この議事録は、令和5年4月28日(金)開催の第33回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男